

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 6 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）

岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（3名）

補助事業 18 「地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金」

19 「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」

27 「障害者就労支援施設事業運営助成」

28 「障害者福祉活動事業助成」

25 「医療介護支援事業」

29 「高齢者クラブ連合会事業助成」

30 「高齢者クラブバス派遣」

22 「特別養護老人ホーム運営助成等」

23 「サービス評価事業（福祉サービス第三者評価受審費用助成）」

24 「介護福祉士資格取得費用助成」

地域福祉課長、障害者福祉課長、高齢者サービス課長、介護保険課長

<開催日>

平成 22 年 7 月 26 日（月）

<場所>

区役所本庁者 6 階 第 4 委員会室

<開会>

1 ヒアリングの実施

<委員紹介>

<説明者自己紹介>

【部会長】

地域福祉課からお願いしたいと思います。

補助事業といたしましては2つ。「地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金」
「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」です。まず、「地区民生委員・児童委員協議
会に対する研修補助金」についてお聞きしたいと思います。

この事業もかなり長くやっている事業ですね。

【説明者】

はい、44年から。

【部会長】

特に17年度の補助金評価委員会でも問題なしということで、継続的になさっていると思うのですが、研修会に参加できなかった委員さんに対してフォローをしていますかという質問に関して、フォローしていますというご回答ですが、具体的にどんな方法でフォローしているかをお知らせください。

【説明者】

まず民生委員の研修会のことについて若干ご説明させていただきます。民生委員が民生委員として活動するための非常に基本的な部分です。これについては、東京都と区でそれぞれ新任の方ですと、丸1日で2日間研修を受けていただいています。それから民生委員の活動がやっと開始できるというような、基本的な知識の研修です。その後3年程度の経験を積んだ方は現任研修を、これらが必須の研修としてあります。これらの研修に欠席をされた場合は、その次の回に必ず出席していただくということになっています。

【部会長】

それは何回も同じことをやっているということですか。

【説明者】

民生委員というのは、おやめになったり、欠員が補充されたりしますので、年に何回か新しい方が出てきます。その方々に、定期的にそういう機会がありますので、それにきちんと参加していただいたうえで活動をしていただきます。

それとは別に、区の「地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金」は、区の民生委員、児童委員でおつくりになっている協議会が自主的に実施される事業で、研修、講演会または視察、そのようなものに助成をしている事業です。

この事業についてのフォローということでご質問だと思いのですけれども、これについては毎月、10地区に分かれている民生・児童委員協議会の定例会で報告がされますので、そのときに資料もお配りをいたします。そこで内容を共有化することでフォローをされています。

【部会長】

こういう研修計画の中でいった場合、参加できなかった方は、次の会合のときにどんな内容だったかを皆さんが報告しているということですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

そういう欠席の方が参加しているということは把握していらっしゃるのですか。

【説明者】

定例会についての出欠は、民生委員活動の一環ですので、事務局でチェックをしております

ので、きちんと皆様に内容・資料が行き渡るようにやっています。

【部会長】

その欠席の方が、その次の報告のときに参加しているということは、課のほうで把握していらっしゃると考えていいのですね。

【説明者】

そうですね。その次ももし欠席という場合は、資料をお渡しするとかということでフォローをしています。

【部会長】

21年度の地区がそれぞれやっている都内で研修、地方を見学とあるのですが、それを全体の民生委員・児童委員協議会の中で共有するという事はやっていますでしょうか。

【説明者】

会長会で報告することはできますが、全員対象にそれぞれの研修をしてきたものを発表するとかという機会はありません。

【部会長】

例えば、さまざまなノウハウを知るために、いろいろな地域を研修で見学に行ったりしているということですね。

そのノウハウというのをどう取り入れて生かしているのか。それはその地区だけなのか。よければ、それはまた全体に広げなければいけないですよね。そのあたりはどうなのですか。

【説明者】

民生委員の活動は高齢の方から児童、障害、生活と幅が広いです。それぞれの委員が見聞を広げ、見識を高めていただくという意味合いでやっています。活動についての研修等は別途行っておりますので、ノウハウというのはそちらのほうで、一定の水準にするような研修を行っています。

【部会長】

10地区それぞれいろいろな研修をしていますが、それを次の年度に、地区だけではなくて、全体に生かされる必要があります。そのあたりはどうお考えですか。

【説明者】

共有の方法につきましては、皆様にご相談をして、共有ができればいいかなと思います。

【部会長】

それが広まっていくことにより区内の民生委員、児童委員全体のレベルアップにつながると思いますので、そのあたりは助言していただければと思います。

続きまして、「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」についてです。

現在、会員が147名ということです。この事業については平成17年度の補助金の見直しのところ、抜本の見直しが必要という評価が出されております。それについてどのように見直しをなされたのかをまずお聞きいたします。

【説明者】

従来の団体補助を改めて、戦没者の慰霊祭と沖縄の巡礼祭と遺骨のお出迎えの3事業ということで見直しを行っております。

【部会長】

団体補助から事業補助に移したということなのですが、それで抜本的な見直しになっていきますか。

【説明者】

ある意味で、抜本的という視点とは違うというご指摘もあろうかと思えます。

遺族の方のお気持ちというのもあり、非常に微妙な事業内容ととらえておきまして、その辺から、前回の補助金の審査会の後、抜本的という意味で見直しているという状況ではないととらえております。しかし、ご遺族が高齢化されている中で、今後の方向性については団体の方と話し合う必要があると思っております。

【部会長】

慰霊祭の運営経費というのが意味がないということでは決してなくて、ご遺族の方なり平和ということを考えて、大切な事業だと思っております。ただ、ある金額を区が補助し、それが147名という、大きい小さいかともかく、だんだん高齢化しているという中で、この事業をどう考えるかということですね。

また、これはどう考えるかというところの一つなのですが、沖縄の慰霊祭に行くと、当初の予算では8万円で4人行って32万円、実際の執行後ですと10万7,000円で3人行って32万1,000円となっています。当初から10万円かかるのだったら、10万円という予算を立てるべきではないかと思うのです。このあたりが逆に執行に対して不信感を呼ぶと思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

【説明者】

補助要綱の中にこの3つの事業について助成対象とする、上限を31万5,000円とするとうたっているのみです。事業ごとの経費積算というものがなく、かつ3事業の対象経費の合計が40万円を超える額になっていたということで、事務局といたしましてはこのような判断を21年度の経費についてはしているということです。

【部会長】

普通、行政で考えれば、旅費として当初予算に上がっているわけですね。

【説明者】

あくまでも一部を助成するという考え方ですので。

【部会長】

最初から10万円がいいのではないのでしょうか。

【説明者】

この辺につきましては、補助金のあり方を検討する中で、もう一度組み立てを考えていきたいと思っております。

【部会長】

予算と執行で単価が異なっていて、支出が同じというところにおかしいのではないかという疑念を呼びますよね。

慰霊祭に参加するということはどういうことなのかちょっとご検討をいただければ。

【説明者】

そもそもの趣旨が、東京都が昭和46年に東京都南方地域戦没者慰霊祭東京の塔というのを沖縄に建立したのをきっかけに、東京都の遺族連合会と共催で東京都南方地域戦没者追悼式を実施しています。それに参加する経費ということです。

【部会長】

そのあたりが、この要綱だけでは読み取れないです。

そうすると、やはり何でというふうに思ってしまうのです。

【説明者】

要綱がかなりざっくりしたものです。ただ、内容としては東京都の南方地域戦没者追悼式に対する参加の補助となっているのです。

【部会長】

今後どう考えるかというのは遺族会としてもあるかと思えますし、行政的な問題が絡みますので難しいところはあると思えます。

【説明者】

検討の材料とさせていただきたいと思えます。

【委員】

今、時代が平和をみんなで考えようというような方向に行っているわけです。当事者の方のお気持ちを大切にすることも大事だけれどもみんなで考える、あるいは、その当事者のお気持ちを子どもたちに伝えようということが大事になってきています。そういった点でも、国、東京都との相談も含めて、新しい方向づけをされるように、このところにぜひ力点を置いて取り組んでいただきたい。

【委員】

この個別目標「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」の下に、この補助事業があるわけです。個別目標というのはいろいろな意味合いを含んでいるものですから、その一部としてその役割を果たすような形でこの補助事業が生かされればいいのではないかと思うのです。あとは、長い間助成が行われているわけですが、永遠に行うわけではないのかなと思えます。どこかで決断しなくちゃいけない。それを意識しながら、この補助事業をやっていかなくてはいけないのではという気がいたします。

【説明者】

シベリアの抑留者の方の特別措置法も成立するなど、まだまだ戦後の、いろいろ意味で戦争の犠牲になった方についての事業というのは終わりにはならないと思っております。時期というのももちろん考える要素とはなっておりますけれども、非常に難しい課題があるのとらえています。

今後の事業についてはいろいろなところとの連携をとりながらと考えています。

【部会長】

どこかである意味で個別の形にいくということも考えられてもいいかもしれないと思っております。

【委員】

沖縄の慰霊巡拝3名はどういう選任方法、基準みたいなのがあるのですか。

【説明者】

南方で家族の方を亡くされた方を中心にお声をかけているといったようなことです。

【委員】

基準みたいなのはなくて、手が挙げた方が行ける。

【説明者】

そうですね。ここのところの参加者を見ると、会長、支部長という方などと思うのですが。

【部会長】

遺族会の方、南方の方だけじゃないですよ。シベリアの方もいるし、いろいろなところで亡くなっている。その参加するかというあたりが、年齢もあるし健康状態もあると思うのですね。補助金を出すほうのとして、補助金の使い方を少し細かく見ていただければと思いますが。

では、続きまして、障害者福祉課にかわっていただきます。

補助事業27「障害者就労支援施設事業運営助成」、28「障害者福祉活動事業助成」共通しているところでお伺いしたいのですが、前金払いという支出方法をとっていますが、支出額が27「障害者就労支援施設事業運営助成」は100%で、28「障害者福祉活動事業助成」が71.46%となっています。前払いというのをご説明願えますでしょうか。

【説明者】

「障害者就労支援施設事業運営助成」につきましては、もともと法外の制度としてやっていた小規模の作業所、心身障害者と精神の部分です。これは平成18年度の自立支援法の成立以降、法内事業所に切りかえていくということが必要になりまして、平成23年度までの猶予期間をいただいて、この間に移行していこうということがありました。

その中で、一つは法内化をする上でのことです。人件費について一般の国基準を超えたものを、区の場合は法外の部分でやっておりましたので、この部分をきちっと担保して質を落とさないような形をとっていこうという趣旨で、人件費の補助を加えました。

また、新宿区の特長として家賃が、他地域と比べても非常に高いという特性がございまして、家賃助成の制度を組み入れざるを得ない、こういう判断のもとにやっています。

そういう背景の中で、ある程度人件費については、非常勤の単価の額を基準額を固定で定めていました。

また家賃につきましても、通常は例えば作業所の場合、10カ年で契約しているような例もあって、長期間家賃が変わらないといった事情も前提としてあります関係で、ある程度年間の補助の額自体が確定できるということがあります。

その点で、運営主体の資金力というのが極めて弱いということで補助しているという背景がありまして、前もって確定してお支払いする前金払いを実施してきたという経緯がありました。現在、法内に移行した後についてもそういう対応を現実的にはとらせていただいているところです。基本は概算払いではないのかというようなこともありまして、検討チームを立ち上げて、今、検討しています。

「障害者福祉活動事業助成」は平成15年度に従来の基金助成でやっていたもののほかに、バス見学会の助成金、団体の例えば講座を開くような助成金、その3本あったものを1本にまとめたということです。そのうち、当時多くが前金払いでやってきたということがありました。概算払いにした場合、精算行為の事務自体の負担などについては、団体もなかなか大変だということがありました。

昨年からの件は協議を団体側とさせていただいております。今年2年目の協議をさせていただくのですが、次年度に向けて意思確認させていただいた上で切りかえていく方向で検討したいと思っています。本年度までは要領の中で、前金での取り扱いを定めて運用しています関係で、本年度までは前金で取り扱いをさせていただければと考えているところです。

【部会長】

今年度までは両方の事業とも前金だけれども、次年度からは変わる予定ということですか。

【説明者】

「障害者福祉活動事業助成」は概ね反対意見が現在出てきていないということもありますので、切りかえたいと意思を強く持っております。もう一方の「障害者就労支援施設事業運営助成」は、先ほど言ったとおり、金額の変動が少ない、東京都の特財が一定額、固定で補助要綱に基づいてご負担いただける部分が確定しているといった事情がありまして、事業者のほうとも調整をさせていただきながら、随時、切りかえをしたいと担当課としては考えているところです。

新法がどういう形で今後出てくるかというその辺の枠組みが23年度の後半、秋ごろには出てくると考えておりますので、その枠を見た上でこの補助金自体が必要かどうかも含めて、その時期には考えさせていただきたいと思っています。

【部会長】

前金で払って、例えば多く出していた場合の精算の問題はどうなっているのかということなのです。

【説明者】

今まで、事業自体を取り消してしまったものと、施設移行をやめてしまったところのものだけでございます。あとはすべてゼロ精算です。ゼロ精算は、こうしたように精算を行ったとしても返還金が生じるという事態はありません。

【部会長】

事業をやめてしまったところは費用返還してもらったというのではなくて、当初から事業をやめているので、予算に入れなかったのですか。

【説明者】

申請の段階でやめてしまっています。2カ所移行するというのを、1カ所に統合して移行したという最終的な結果になりましたので。

【部会長】

「障害者福祉活動事業助成」で、改革方針のところに「平成22年度は透明性及び公平性をより明確にするために」等とありますが、これは今までも透明性、公平性はあったと思うのですが、あえてここで改革方針で挙げた理由を教えてくださいたいのですが。

【説明者】

今年度新基準として、各対象経費の区分を大枠でつかまえて整理をさせていただいておりますが、対応経費の部分が対象になる、ならないというのを今年度精査して、さらに明確にする必要があると考えています。昨年そこまで時間的に精査が進みませんでしたので、今年度さらに細かい点を団体側と詰めて、対象経費をより明確にしていく作業をしていきたいということです。

今回、この補助率についても5分の3という形で明確にさせていただいております。団体と協議しながら最終的には判断をさせていただきましたが、この補助率についてもこの内容でいいかどうかを、改めて協議をさせていただいております。新規参入を今PRをしながら促していますが、ここ3カ年、新規参入が全くない状況ですので、丸々余らせてしまっているという実態もあります。その部分で団体側との協議をさせていただいているところです。その応募等々の仕組みも含めて、事業の対象の範囲ももう少し広げていく必要がある、ないということも、今検討させていただいております。その辺の基準を明確にして、オープンにして幅広く募集ができるような募集要領等もつくっていききたいと、こういう方針としました。

【部会長】

必要性はある事業だと思いますので、その辺のアピールというのも必要だろうということは確かに思います。

【委員】

今の件ですが、執行が7割ということで、新規の自立支援法の影響がありますか。

【説明者】

基本的には、団体の高齢化がやっぱり影響していると思います。四、五年前は24団体ぐらいいらっしやったのですね。ところが活動をやめてしまっているところがいくつか出てきておりまして、主体的に動かれる方々、グループ自体の高齢化によって、なかなか活動自体を縮小せざるを得ないといったような事情も一つはあるのかと読んでおります。当事者団体以外のサポートする、障害者を支援する側の団体まで幅を広げて、この活動基金をどういうふうに使っていただくかということも念頭に置きながら、今後検討する必要があると考えているところです。

【委員】

前金払いの問題というのは、単なる会計方式の問題というよりは、計画を立ててサービス、よりよい支援をしていこうとしたときに、その団体だけではやれないから、まず仕組みを想定

して、それをサポートする仕組みをつくっていくというような議論を深めていただくことが、この問題の本質につながるのではないかと考えられます。

【委員】

法律改正の趣旨からいって、補助事業そのものが補助事業でいいかどうかという根本的な問題もあると思います。それを含めて検討をいただきたいと思います。

【説明者】

来年度以降どのような形で新しい方々、支援していただける方々に入ってきていただけるかということ、真剣に考えていきたい。

【委員】

団体が減っていくのは、若い人たちが自助のグループをつくっていかないのでしょうか。

【説明者】

当事者団体自体は減っているということはありません。逆にここ10カ年でいけば、19まで増えています。問題はそれ以外の障害者を支援する活動をされていたグループももちろんこの中でそういう活動をしていただければ、助成の対象としてやってきたわけですけども、その活動自体、なかなか厳しくなってきたという実態が一つあるかと考えているところです。

【委員】

支援するグループも高齢化しているのです。

【部会長】

結構大きな問題だと思います。ありがとうございました。

続きまして、高齢者サービス課と介護保険課に行きます。

25「医療介護支援事業」、29「高齢者クラブ連合会事業助成」、30「高齢者クラブバスの派遣」の3つです。

25番「医療介護支援事業」に関しましては、予算が十分なのかということに対して、今後、介護保険等の改正に伴って考えていくということですが、現時点ではどうなのでしょう。

【説明者】

現時点では、施設の定員によって補助の限度額を決めています。現時点では来年2月に開設するものも含め、看護師の人員費11名分を補助できるよう予算措置をしています。

【部会長】

増えますからということですね。それはそれに応じて、予算要求をしていくというふうに考えてよろしいわけですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

これは当分続いて、継続して補助事業でやるということでしょうか。

【説明者】

区民の方は、区内の特別養護老人ホームに入っていたきたい。さらに、高齢の方が増えて、

医療処置の必要な方も増えています。そういう意味では継続して必要な事業だと思います。ただし、今、国で介護士にも医療処置を特別養護老人ホームでやってもいいというようなことに少し制度が変わっていますので、その辺を見据えながら考えていきたいと思います。

【部会長】

国の制度がどうなるかわからない状況ではあるのですが、特別な医療補助が必要な人たちに対して、もしかしたらある程度は今の介護士の人たちでカバーできるかもしれない、そうすると、この費用も変わってくるかもしれないと考えてよろしいのですか。

【説明者】

介護士さんの見方と、看護師さんの見方が違いますので、その辺のところはどうなるのかというのは今見えないところです。

【部会長】

当面は2施設の増加に伴って予算は増えていく。

【説明者】

はい、そうです。

【部会長】

では、続きまして、「高齢者クラブ連合会事業助成」についてです。

非常に長く続いている事業で、17年度の補助金審査委員会では、方法等見直しが必要という評価が出ていたと思います。その評価に関してどのような対応をおとりになったのか、まずお知らせいただきたい。

【説明者】

単に高齢者の方が趣味で集まっているところに区が補助を出しているのではないかと、そのような指摘を受けました。しかし、高齢者クラブそのものが、友愛活動、区民の決まった方の家庭をご訪問あるいは清掃活動等も始めております。趣味活動のみでなくて、社会奉仕活動というところを積極的に実施していくということで、区もクラブに指導しながら、補助してきたということです。

【部会長】

新宿は見守り等を積極的にやっていますか。

【説明者】

単位クラブで地区の方の把握をされておまして、見守り活動は動いております。各クラブから口頭で元気ですよという報告がございます。

【部会長】

全国の老人クラブ連合会が21世紀の老人クラブのあり方というのを出されて、いろいろな活動を紹介されていました。これを見る限りにおいて、あまりそういう感じがしないですね。スポーツ大会、演芸会等ということの報告しか出ておりません。ですから、口頭でお聞きになっているということだったのですが、この助成事業として生かされているかどうかは明確ではないですね。

【説明者】

「高齢者クラブ連合会事業助成」は3本補助がございまして、2つ目、3つ目が福祉大会、スポーツ大会です。1つ目に連合会の自主事業というのがありまして、さまざまな取り組みを行っています。特に歌舞伎町清掃などは、最初のときからずっと参加していただいております。

【部会長】

今言った清掃とか、見守り活動等のことが新宿区高齢者クラブ連合会自主運営事業助成要綱の中ではちょっと見えないというのが一つあります。

もう1点、高齢者クラブ自体が減っていますが、そのあたりと今のご回答との関係はどのようなのでしょうか。

【説明者】

実際、高齢者の数が増えているのに、クラブ数は減っていますし、高齢者クラブへ加入されている人数も減っております。この点につきましては、高齢者クラブでもかなり危機感を抱いております。減っている理由の一つとして、クラブそのものが消滅してしまうというか、クラブを率いてくださっている会長さんが、例えばご高齢でもう引退するとかいうことになってしまわれますと、次のその会員クラブを率いてくださる方というのがなかなかあらわれにくい、そういう中で減ってしまう。

それから、新しい方が加入しない。今、団塊の世代と言われておりますけれども、そういう65歳ぐらいの方々がなかなか加入しないという実情がございまして。そこで、もう少し高齢者クラブを魅力あるものにしようと、連合会でも危機感を持って検討しています。その中で今、敬老会やスポーツ大会だけではなくて、もう少しいろいろな社会貢献ができないかと検討を始め、今後、実績を生かしていこうというふうに行っているところです。

【部会長】

団塊の世代も含めて、高齢者の参加を促す魅力ある高齢者クラブにしていくということですが、検討段階で、具体策というのは特になのでしょうか。

【説明者】

過渡期かなという状況です。高齢者クラブは、当初多分60歳代ぐらいの方々を想定していたと思われまして。しかし、現在、主力はもう80歳ぐらいの方々になっていまして、あまり新しいことをやっても、今度は従来の方々が戸惑いを覚えるというところもでてきます。実際、その60代の方が参加するかといえば、なかなか厳しく、すぐに成果が上がる方策というのは今見当たらないという状況ではございます。

【委員】

各地区の高齢者クラブの根本的な問題は、やっぱり加入者がいない。団塊の世代の方々が地域にいる割合にしては、そういう方々が高齢者クラブに見向きもしない。多分に、これは高齢者クラブの価値観も含めて、活動内容にあると思います。

どうしても趣味活動、娯楽活動に終始し、趣味演芸のクラブになっているということが大きな欠陥。これは新宿だけじゃないと思いますけど。本当は高齢者クラブに来ていただきたい

方々が参加できないような現状になっている。誰かがどこかの機会で、抜本的に解消しないと難しい。

区としては、この高齢者クラブを発展させて、本当に正常に稼働していただきたいわけですね。団塊の世代や知的好奇心を非常に持っている方が地区に随分いるわけで、その方々がどうやってクラブにフォローできるか、根本的に改革しないと、このままだらだらいってしまうような気がしてならないのです。平成17年度の評価のときも、見直し検討と言っている割には、具体的にそういう機関も団体もないように感じるのですが、なぜできないのでしょうか。

【説明者】

同じメンバーで同じようなことをやっていらっしゃる、だから新メンバーは入り込めないのかなというところがあります。ただ、そういう状況なもの、80代以上の方々のクラブになっておりますので、それはそれである程度仕方がないのかなと思います。また別の方面で高齢者クラブの活性化というのを図る。団塊の世代を呼び込むような魅力あるものにしていかなければいけない。その団塊の世代に魅力あるものという、趣味娯楽だけじゃなくて、何らかの地域に貢献というようなところだと思います。

その辺は平成17年に言われているのに、まだ何をやっているのだということですが、実際には、団塊の世代が地域に出てこない。高齢者クラブだけではなくて、一貫して出てこないという状況がありますので、何かを変えたからころっと変わるということではないのかなと思います。徐々に変えていかなければいけない。

高齢者クラブにつきましては、高齢者クラブの数、会員数が減っているというところが、多分最大の今、関心事というか課題というふうに、連合会の幹部も認識しておりますので、区民と一緒にどうしたらよいかと考えていかなければいけないと思います。

今後もっと区と高齢者クラブ連合会、力を合わせて、もう少し活性化を図っていくところは課題だと認識しています。

【委員】

長年やってこられているこの補助金について、今回改めてご指摘させていただいて、それを糧にしてひとつ頑張っていたきたい。

サラリーマンをやってきた者としてはよくわかるのですが、地域に結びつきがないわけですから、男が地域にどうやって戻るかというところの橋渡しをすることが大事なのです。そういうことをプランニングしないと、町内会にもなかなか格好な人が出てこない。どうやってそういう場に引き戻すかというあたりの、何か共通企画みたいなものをやる必要があるのではないかと思います。

【委員】

高齢者クラブで活動されている方は、本当に限られた方だと思います。60代、70代の方は、皆さんすごくお若くて、趣味でもかなり一生懸命やっていらっしゃいます。60代の方にとっては、もう80代ぐらいが高齢者というイメージなのです。この名称からして、入りづらいと。高齢者と聞いて、60歳の方なら自分は高齢者じゃないと、思われると考えられます。活動の内

容もきっとこんなだろうな、わいてくるイメージというのは自分とは関係ない世界だというふうに思います。

そこで、名称も考え直して、もう少し若々しいイメージで、60代の方も入りやすいような、名前だけでちょっとノーというような感じではなく、それだけでもかなりイメージが違ってくる元気な方々も入りそうだなというような、そういった名称にするだけで、少し違うのではないかと気がします。

【説明者】

名称で高齢者というイメージを少し変えていくというのもあると思いますので、高齢者クラブ連合会のほうに提案させていただきたいと思います。

また、例えば講演会も高齢者クラブ連合会と相談して企画してみたいと思います。

区は今、生涯現役塾というのをやっております。現役塾の卒業生が町会なり高齢者クラブに向かっていくという方向性も考えていきたいので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

【委員】

地域の町会、自治会活動の中で、団塊の世代の方の力を一番必要としているということが率直に言えます。今、地域の青少年の健全育成で一番必要としているのは、昔は場所とか財源だったのですが、今は人の力なのです。今持っているパソコンの技術、撮影技術、話術、一つのコミュニケーション能力等ということを地域で一番期待しているのです。この高齢者のいわゆる助成事業も、そういうほかの地域に活用できるような人材バンクのような助成とか補助というのをしていく必要があるような感じがします。

【部会長】

年度評価が毎年同じ文言になっているというあたりで、この事業全体に対してちょっとマンネリ化して来ているのかなというような印象を受けてしまいます。高齢者クラブに関して新宿が発祥だと言われているぐらいのところですので、やはりもう少し新宿らしさを出していくということも必要なのだと思います。中心が80代になっているとはいえ、元気な80代がみんな来ているわけでもないということも含めて、見守り等、特別な役割というものをもう少し見ていくことも必要なのかなと思います。

次に「高齢者クラブバス派遣」についてです。このバス事業に関してもニーズはあるということで、まだまだそのニーズは大きいのだというお答えをいただいております。

バスのニーズが大きいという根拠は何なのか。

【説明者】

バスの予算の執行率も7割以上いっていますので、それだけのニーズはあると思います。今124クラブありますけれども、クラブ間で活発なクラブとそうでないクラブもあります。活発なクラブはバスを使って研修を兼ねながら観光もというところで、意欲を持っていらっしゃると思いますので、そういう意味でニーズはあると思います。

昨年少しやり方を変えまして、自分のクラブだけじゃ参加人数が足りなくて行けないなどかというようなところも、他のクラブの人が会して行けるようになりました。高齢者の皆さんの生

きがいをもって活動していただきたいというところで、この事業はまだまだニーズがある事業だと考えております。

【部会長】

質問で、どうも役員が多いのではないかと。回答でそんなことはない、一般クラブの人たちも多数参加していますとありますが、例えば宿泊事業ですと。日帰りでは400人とあるのですが、宿泊で、こちらにいただいている資料の中に21人参加となっているのです。これは、一般の会員の方たちですか。

【説明者】

もちろん、その各クラブの役員さんはおりますけど、一般の方たちも参加してということが入ってらっしゃいます。

【部会長】

日帰りなんかですと多いというふうに書かれていて、この旅行というのは楽しみの一つでもあるし、必要なものだと思うのですが、やり方というか、広報の仕方とかで、団塊の世代の人たちが高齢者クラブに入ったとしても、地域のみんなでやるという、その楽しさみたいなのをうまくアピールできているのだろうかというのをすごく感じてしまいます。このバス事業は、まだまだ大きいと考える。ただし、将来的な情勢を踏まえて検討も必要ということ。そのあたりのお考えをお聞かせいただければと思います。

【説明者】

80歳ぐらいの方が中心となってやっていますので、その方々には確かにバスに乗って、健康で生きがいを持って活動していただきたいと、そういうところが多く働くと思います。もっと年齢の低い世代になりましたら、そういう部分よりは、もう少し今度は地域貢献という部分が大きくなっていくのかなと思います。例えば若い方々がバスのこの助成を使っただけとしたら、行き先ももう少し活発に活動しているところを、視察じゃないですけど、ちょっと見に行くとか、そういうことも検討されると思います。現在は、まだそういう団塊の世代の方々が地域に出てこない。それは高齢者クラブの魅力ということも一つありますけど、区民がまだまだ、地域というよりももう少し広い範囲で活動されているということもあるのかなと思います。

【部会長】

この事業も17年度の補助金の委員会するときでは、方向等が見直しが必要な事業というふうになっているわけなのですね。そのあたりはどのように改革なさったのでしょうか。

【説明者】

こちらもやはり趣味娯楽ということはあると思います。ですから、それ以降は研修内容を加える等、そこへ行って何か新しいものを見てくると、そういうようなところも含めて、このバス事業は展開しております。

【部会長】

つまり、研修というようなことを旅行に含めたということですか。

【説明者】

高齢者クラブの中で話し合いをして、研修を行ったり、あるいは見聞を広めたりというようなことは展開しているということです。

【委員】

連合会の事業として新機軸をやっていただきたい。例えば、高齢者クラブデビューの人を集めて、バスで行く。デビューしやすくするとか。もう一つは、例えば都市農村交流みたいなことが今言われているわけで、そういう意味でどこか近郊の直売所に行って、それでいわゆる農商工連携の新宿区との連携というようなことにひっかけるとか、そういう複合的なプランで改革をするということを少し提案していただいて、一部新しいものを入れて、だんだんそっちに変わっていくようにしていただければ、変わりやすいのではないのか。

【説明者】

段階的に少しずつ変えていきたいと思います。

【部会長】

続きまして、介護保険課です。22「特別養護老人ホーム運営助成」、23「サービス評価事業（福祉サービス第三者評価受審費用助成）」、24「介護福祉士資格取得費用助成」ですね。

21「特別養護老人ホーム等建設事業助成」については、区全体の老人ホーム、特別養護老人ホームの計画等ともかなり連動するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【説明者】

この21番に関しては、いわゆる介護保険制度が導入される前の老人福祉法時代の建設に対する助成です。今、介護保険制度による基盤整備での建設助成とは、事業行動としては別のものになります。

【部会長】

これ、いずれなくなると考えてよろしいのですか。

【説明者】

いずれなくなります。

【部会長】

年々減少すると考えてよろしいのですか。

【説明者】

そういうことになります。

【部会長】

後で別途、計画事業のときにいろいろお伺いしたいと思います。

22番以降について少しお伺いしたいと思います。22「特別養護老人ホーム運営助成」に関して、業者のサービス維持向上のための支援、マッサージ、小規模施設加算その他というふうになっているのですが、区立の施設に対して都の助成が入らないということなのですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

これはずっと続くということでしょうか。

【説明者】

基本的にはそうなります。私立の民設民営の特別養護老人ホームが受けている手当てで、それが受けられてないということですので。平成17年度からの自主運営化は、区のかなり強い指導で行ったという経緯があります。もともと都の助成は区立施設には導入できないというのがあって、自主運営化されて、民間施設になったのだからもらえるのかといたら、それもだめだと、東京都に言われてしまったので、やはり一定の安定的な経営が必要な施設ですので、東京都の補助金と同様の金額を入れています。

【部会長】

そうすると、ずっとそれで継続していくのだとする補助事業ですか。

【説明者】

そうですね。この2カ所の特別養護老人ホームだけに限った、かなり特殊なケースです。

【部会長】

補助事業というのをずっと続けるものとして、補助し続けるというのは、どうなのでしょう。

【説明者】

特別養護老人ホームや老人福祉施設の仕組みとして存在する補助では、これはたまたまないので、介護保険上はもうこういった補助対象というのはいない仕組みです。かなり限定的な運営ということでやっていました。

【委員】

17年度の自主運営にしたときの経緯というのがいろいろあってそういうふうにかえたと判断とすれば、何年か後にやはり切らざるを得ないと思えるべきであり、あるいはほかのものとあわせて考える等、保険の税金を有効に使うという点からすれば、施設が少なくて困っているわけだから、特定のところにいつまでもサービスを向上させるよりは、少しでも待機の人が解消するような施策にお金が回るようにするという総合判断があってもいいのではないかと。

【部会長】

まだまだ待機者がすごくたくさんいる新宿区なのに、特定の施設に対して補助し続けるというのはいかがなものかというところだと思うのですけれども。

【説明者】

それは当然、未来永劫担保するものではないという仕組みでいますので、当面は経営努力を求めつつというところでは。

【部会長】

前金払いなのですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

17年度の自主事業化のときに、都から出ない分は全部区でやりますというお話があったのだと思うのです。

【説明者】

そうですね。相当厳しい、かなりぎりぎりのところだったのじゃないかなとは思いますが。

【部会長】

都内で介護保険だけではやっていけないと思うのですよ。こういう補助金があるからやっていけるけどということはもちろんあると思うのですけれども、前金払いで、というあたりですね。でも、返還金があれば一応返済を求めることにしましたということで、今まで求めていなかったということなのでしょうね。

【説明者】

17年度の自主運営化から何年かかかって黒字になった。なかなか経営が安定しなくてということもあります。

【委員】

年度別の評価などを拝見しても前向きに改善に取り組んでいただいたほうがいいのではないですか。

【部会長】

毎年同じ文言で書かれていますので。

【委員】

総合評価のところ、区民サービスの維持向上にはなるけれども、もっと大局的に判断していただく。今回の指摘を22年度から新たな視点を出すというきっかけにしていきたいということですか。

【部会長】

次の23のところでも第三者評価の費用を助成しているのですが、全額は出せないの、施設独自分を助成しているということですか。

【説明者】

これは、特別養護老人ホームについては東京都が直接補助をするということですか。

【部会長】

本来は都が出す包括ですよ。都の分と同じ額を出しているということですか。

【委員】

これは新宿区だけの問題ではありませんし、23区の場合に特に深刻だというふうに思います。ヒアリング項目の中で、介護保険課にお尋ねして、大変丁寧にお答えしていただいています。昨今の第4期の介護保険事業計画の中でいろいろ中長期的な計画を立てて進めていただいて、高い評価をしたいと思っています。

しかし、現実には、特に特別養護老人ホームの入所について、入所ではなくて地域で介護福祉をして福祉事業を進めるという地域型になっていることはわかるのですが、現実には待機者が何人ぐらいいるのか。区の内外を平均すると、9カ月で入所できるという回答をいただいて

いるのですが、9カ月という数字がどこから出てきたのだろうか。多くの関わりある人は、ほとんどもう特別養護老人ホームに入所するというのは絶望的な雰囲気を持っているわけです。

【説明者】

入所調整の事務を高齢者サービス課がやっているのですけれど、高齢者サービス課が一定の入所判定基準で優先順位をつける。その中で統計をとっていて、統計数字の平均値というところ、どうしても実感と離れているところはあるかもしれません。例えば新しい施設はもっと待たなければなりません、都外であればすぐ入れますと、平均してしまうところがあります。

実は待機者数につきましては、新しい施設が区内にできるごとに、どうしてもそこに優劣をつくってしまうところがあって、比例して増えていくのですね。現実には、1ベッドあいたからと待機者名簿にある方に打診すると、多数の方が、いや、まだいいですというお断りがあるということも聞いています。

本当に緊急にという方は、いわゆる都外に確保している、今503ベッドがありますけど、そちらでよければ入れる。

整備すればするほど待機者数が増えるという事例もありまして、施設に入っている安心と同じような安心を在宅で受けられればというところが今後の方向です。

【委員】

国も都も在宅の方向に転換しているわけですから、新宿区だけが特別に施設をたくさんつくるといふわけにはいかないということは、認識しています。当事者にならないと在宅の大変さとか困難さというのはわからないのですけれども、大きな課題というのはこの問題だろうと思います。補助事業という枠の中ではなくて、計画事業の中で進めなきゃいけない事業だと思えます。

【部会長】

2箇所合計140名の定員に対してこういうお金は出るけれども、他の入所できないような人たちとの関係はどうか、というような話になってくるのかもしれない。

【説明者】

一般の特別養護老人ホームに対する都の補助金はイニシャルコストなのです。だから、運用助成という形では現在はなく、そのイニシャルコストの相当額の補助金が出ている中でやっています。そのイニシャルコストとの兼ね合いをどこまで区が支援していくべきなのかは、当然考えていく機会だと思っています。

【部会長】

いつまで続けるのかというあたりと、他の社会福祉法人は自分で出しているのに、元区立だったところはそこを区が出すことがどうかというあたりを、ご検討いただく必要があるのかもしれないということだと思います。

続きまして、23「サービス評価事業(福祉サービス第三者評価受審費用助成)」。

ここで質問させていただいて、17事業所と予算化した意味ということですが、しかし、実際は半分しか使われていない、このあたりはどうかですか。

【説明者】

対象事業者数としては、360事業所あります。受審の勸奨は機会あるごとに、登録だけの説明会も事業者オープンでやったりとかいうことも21年度はしています。しかしながら、現実問題としてはこの負担を得てまでお客さんがとれるわけではない。東京都の主導でやっている事業ですけれど、サービス提供時の質の確保ということで、行政側が進めています。事業者はこれを受けなくても、別に営業はたくさんとれるということもあり、現実には募集してみても、過去の実績がこの程度なのです。減らすかということ、やはりこの程度は予算措置でしておいて、何とか勸奨して受審をさせたいということです。

【部会長】

19年度は執行率かなり高い。それが20年度、21年度で下がっている。事業所数は増えていると考えると、受けようという意識がある事業所は、例えば19年度受けて3年後だから、今度はまた22年度は多いかもしれないというふうに考えているのですか。

【説明者】

なかなか受審率が上がらないということで、項目を変える等制度そのものを少し変更して、その効果を今年は見たいなと思っています。

【部会長】

上がらないことに対して、区としてはどのような働きかけをしていますか。

【説明者】

昨年は説明会で、さまざまな情報提供をし、そこでこの事業について説明し、ぜひ受けるようにと提案をしました。

【部会長】

第三者評価を受けるインセンティブというのがでてこない。

【説明者】

ようやく指摘されたことを改善する取り組みにも助成金が出るようになりました。小さな事業所がその改善の取り組みでもうすこし宣伝活動をしたほうが良いという指摘を受けて、ホームページをつくり、そのホームページに対する助成が出た。なかなか自分のところでホームページをつくれなかった事業所でも、この仕組みを使って、こういうことができましたよというの、少し宣伝していけばもうちょっと上がってくるかなと思っています。

【部会長】

17年度の補助金委員会では、広報等の見直しが必要という指摘になっているわけです。その方法の見直しというのはどうしたかということも、ちょっとお知らせいただければと思います。

【説明者】

ホームページと、呼びかけ方も個別の勸奨方法を工夫するしかないのかなと思っています。

【部会長】

17年度の区の補助金審査委員会の指摘に関しては、今のところは特に対応していないということなのですか。

【説明者】

そうですね、都の要綱に沿っている事業というところがありますけれど、区でできることとしては周知方法です。

【部会長】

17年度からもう既に5年がたっているわけですよ。ですから、その間に変わったことはありますかというのをお聞きしているのですけれども、特にないというふうに考えてよろしいですか。今も周知方法についてはやっているのですか。

【説明者】

そうですね。集団指導という形でやったのは今年が初めてです。

【委員】

先ほどから勸奨するとおっしゃっていますが、それはこの制度が定着するための施策であって、むしろ評価制度が利用者にとってメリットがある、あるいは利用者の利便につながるようにPRをする、あるいはメリットがあるような仕組みを考えていかないと、本当の意味でのこの制度の定着のためにならないのではないかと思います。

この制度をなぜつくったか。やはり在宅のサービスというのはわかりづらいから、中身がわかりづらい部分に見える化にするために、こういう制度で格付けをする。利用する側が利用しやすいようにするよう見える化したものが利用されるような仕組みを考えるということじゃないかと思います。

【説明者】

この制度が利用者支援の制度だということを、ケアマネジャーに理解していただくことが必要だと思うので、ケアマネジャーのネットワーク連絡会議でもそういった観点から周知しています。

【部会長】

ケアマネジャーが使うという、確かにそうなのですが、契約はあくまで利用者です。利用者の家族も自分が契約するわけですから、そこも視野に入れた事業じゃないとまずいと思います。

【委員】

この評価がきちんとされていないと、次の見直しに反映しないのです。

【委員】

こういうものは、管理する受け皿をつくって、そこが管理して、その格付け結果も公表するというような仕組みをつくらないとだめなのではないですか。

【説明者】

これは東京都の福祉ナビゲーションシステムにあります。評価結果が載っていますからというのが一番の売りなのです。

【委員】

東京都がお金出しているという意味がそういう意味ならば、それを含めて、もう少し内部評

価を適正にさせていただく。この制度が重要であるという観点に立って、大いに利用され、日ごろの介護の事業活動が推進されていくように努力していますというふうにされたら。この全体像が浮かび上がってこなかったのです、そこまで言ういただければわかりましたが、やっぱりわかるように書かないとですね。

【部会長】

あとは、24「介護福祉士資格取得費用助成」。

1年以上既に勤務して、今後も同じ事業所で指導する意思のある人たちということで、36名に助成をして、合格したのが30名。その人は、今も働いていますか。

【説明者】

今も働いていると聞いています。

36名中、アンケートの回答をいただいたのが27名ということです。その回答をいただいた27名からの合格率が85%なので、9名の方からはお返事をいただいているところなんです。

【部会長】

27名中何名合格したのですか。

【介護保険課】

23名です。

【部会長】

23名合格したと。その方たちは働いているということは聞いている。

【介護保険課】

はい。把握しています。

【部会長】

これは、新宿区にいい人材を置きたいということですね。

【説明者】

人材確保の支援ということで、これとあと研修事業も昨年度実施しましたが、質の向上と人材の確保という面で進めています。

【部会長】

一応効果がある。目標どおり達成したということで、7割は助成があったからということで発表しているのですね。

2分の1補助金だったのを、22年度は全額6万2,000円補助するということになったということは、かなりもっと使ってくれるだろうということですね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

これも新しく決めたのですけれども、当分続けていきますか。

【説明者】

はい。介護人材の確保に対しては、次期の恐らく第5期の介護保険計画でも主なテーマにな

と思うので充実していきたいと思います。

【委員】

これによって離職率が低下するという効果があつて、雇用主側にもメリットがある。あるいは、介護福祉士に介護されている人がこのサービスを喜ぶとかいろいろあると思うのですが、何かそういった観点からの評価というのはないような気がしますけどね。

人材確保策として第5期でも継続してやられるというのであれば、やはりそこはそういう実際の事実のレベルでのメリットがどういうふうにあったかということについて、勉強させるために仕事にも支障が出たけれども結果としてよかった、そういうことを契機に非常に人材が伸びた等、もう少し分析するということがないと、やはりこういう制度を維持していくのは難しいと思いますけど。

【部会長】

補助金出した割には、離職は自由だということなので、例えば1年以上、新宿区に合格してから、受けてから翌年の1年ぐらいい新宿区で働いてもらうとか、そういうオブリゲーションを一切つけていないのですよね。転職の自由を認めているということですね。

【説明者】

労働基準法の雇用契約なので、なかなか要綱で縛るのは難しいですけど、そのお願いはしています。

【委員】

例えば、受かると給料に月々100円つくとかいうのがありますが、この場合には雇用主にはそういうサービスはしてないのですか。

【説明者】

いわゆるキャリアパスという意味で、やはりこれとは別なのですが、給与改善交付金、臨時特例交付金という国の職場改善交付金が21年度から始まっていますが、22年度はそういうキャリアパス要件、例えば普通の介護職員だったのが、資格を取得したらそれなりの給与体系にしなければという、処遇改善交付金という事業者への交付金があります。

【委員】

もう少しそういった点も含めて、人材の育成が大事であり、働く人の意欲も高まるように、あるいは中小規模の雇用者もいい人材が確保できるというように、そういう思いを込めてやっていただいているというくだりを、もう少し内部評価でも書いていただくといいのではないかと感じます。

【部会長】

どうもありがとうございました。

これで本日の会議は終了とします。

<閉会>